

電気個別要綱 (ヘーベル電気 A E)

2023年10月 1 日実施

株式会社 C D エナジーダイレクト

目 次

本	則	1
1	適 用	1
2	時間帯区分	1
3	料 金	1
4	そ の 他	3
附	則	5
別	表	5

本 則

1 適 用

- (1) この個別要綱のへーベル電気 A E は、当社が別途定める基本契約要綱（低圧）（以下「基本要綱」といいます。また、基本要綱が変更された場合は、変更後の基本要綱によります。）の従量電灯の適用範囲に該当する需要で、旭化成ホームズ株式会社（以下「旭化成ホームズ」といいます。）が当社の代理事業者として、旭化成ホームズに関係するお客さまから申込みを受付け、合意したときに適用いたします。
- (2) この個別要綱は、基本要綱と合わせて適用いたします。

2 時間帯区分

時間帯区分は、次のとおりといたします。

(1) 時間帯 1

毎日午前 6 時から翌日の午前 1 時までの時間をいいます。

(2) 時間帯 2

時間帯 1 以外の時間をいいます。

3 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 1（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 86,100 円を下回る場合は、別表 1（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 1（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 86,100 円を上回る場合は、別表 1（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

- (1) 契約電流が 10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアである需要の場合

ア 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流 10 アンペア	295 円 24 銭
契約電流 15 アンペア	442 円 86 銭
契約電流 20 アンペア	590 円 48 銭
契約電流 30 アンペア	885 円 72 銭
契約電流 40 アンペア	1,180 円 96 銭
契約電流 50 アンペア	1,476 円 20 銭
契約電流 60 アンペア	1,771 円 44 銭

イ 電力量料金

電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

(イ) 時間帯 1

1 キロワット時につき	35 円 96 銭
-------------	-----------

(ロ) 時間帯 2

1 キロワット時につき	28 円 06 銭
-------------	-----------

(2) 契約容量が6キロボルトアンペア以上である需要の場合

ア 基本料金

基本料金は、契約容量に応じ1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	295 円 24 銭
---------------------	------------

イ 電力量料金

電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

(イ) 時間帯 1

1 キロワット時につき	35 円 96 銭
-------------	-----------

(ロ) 時間帯 2

1 キロワット時につき	28 円 06 銭
-------------	-----------

4 そ の 他

- (1) 基本要綱 6（需給契約の申込み）(1)にかかわらず、お客さまがこの個別要綱の適用を希望される場合は、あらかじめ基本要綱およびこの個別要綱を承諾のうえ、基本要綱 6（需給契約の申込み）(1)に定める事項その他当社および旭化成ホームズが必要とする事項を明らかにして、所定の様式によって旭化成ホームズへ申込みをしていただきます。ただし、軽易な内容のものについては、口頭、電話等による申込みを受け付けすることがあります。なお、当該申込みについては、基本要綱 6（需給契約の申込み）(2)，(3)および(4)が適用されるものといたします。
- (2) 基本要綱 7（需給契約の成立および契約期間）(1)にかかわらず、需給契約は、お客さまの需給契約の申込みに対して、当社および旭化成ホームズが承諾したときに成立いたします。
- (3) 当社および旭化成ホームズは、特別の事情がある場合を除き、インターネット上の当社および旭化成ホームズのウェブサイトに掲載する方法等の電磁的方法により提供するサービスにより、基本要綱 20(使用電力量の算定)(5)にもとづく使用電力量の算定の結果のお知らせをするものといたします。
- (4) 当社は、基本要綱 22（日割計算）に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。ただし、料金適用上の電力量区分の日割計算は、別表 3（料金

適用上の電力量区分の日割計算の基本算式) によるものといたします。

- (5) 当社は、販売委託先(当社の電力の販売について当社と販売委託契約等を締結した者をいいます。)と共同して提供するサービスのお申込みをいただいたお客さまについては、名義、需要場所(供給地点特定番号を含みます。), 使用電力量、料金その他の需給契約に係る事項ならびにお客さまおよび当該販売委託先のサービス契約に係る事項について、当該販売委託先に情報を提供することおよび当該販売委託先から情報の提供を受けることがあります。
- (6) 基本要綱 1 (適用) (2)の規定にかかわらず、お客さまは、この個別要綱を適用された日以降、当社に対して他の個別要綱への変更の申込みをすることができます。
- (7) 基本要綱 7 (需給契約の成立および契約期間) (2)ロの規定にかかわらず、原則として契約期間満了日までに、お客さまと当社の双方が、需給契約の廃止または変更について書面等による申入れを行なわない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。
- (8) 基本要綱 40 (需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう料金および工事費の清算)の規定にかかわらず、お客さまが、契約電流、契約容量もしくは契約電力を新たに設定し、もしくは増加された日以降1年に満たないで電気の使用を廃止しようとし、または契約電流、契約容量もしくは契約電力を減少しようとする場合には、当社は、需給契約の消滅または変更の日に、託送供給等約款に従い当社が接続供給会社に支払うべき金額をお客さまに清算していただきます。ただし、接続供給会社が将来の需要等を考慮して供給設備を常置する場合、または非常変災等やむをえない理由による場合を除きます。
- (9) その他の事項については、基本要綱の従量電灯にかかわる規定によります。

附 則

1 本個別要綱の実施期日

本個別要綱は、2023 年 10 月 1 日から実施いたします。

2 本個別要綱の実施に伴う切替え措置

当社は、料金算定期間にかかる供給の起点が 2023 年 10 月 1 日より前であって、2023 年 10 月 1 日から同月 31 日までの間に実施された検針により計量および算定された使用電力量にもとづいて算定される料金については、本個別要綱の変更前の電気個別要綱に基づき算定いたします。

別 表

1 燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0048$$

$$\beta = 0.3827$$

$$\gamma = 0.6584$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの

平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が86,100円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (86,100 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{(2) \text{ の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が86,100円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 86,100 \text{ 円}) \times \frac{(2) \text{ の基準単価}}{1,000}$$

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する次の燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	その年の 5 月の計量日から 6 月の計量日の前日までの期間
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	その年の 6 月の計量日から 7 月の計量日の前日までの期間
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	その年の 7 月の計量日から 8 月の計量日の前日までの期間
毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	その年の 8 月の計量日から 9 月の計量日の前日までの期間
毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	その年の 9 月の計量日から 10 月の計量日の前日までの期間
毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	その年の 10 月の計量日から 11 月の計量日の前日までの期間
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	その年の 11 月の計量日から 12 月の計量日の前日までの期間
毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	その年の 12 月の計量日から翌年の 1 月の計量日の前日までの期間
毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	翌年の 1 月の計量日から 2 月の計量日の前日までの期間
毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	翌年の 2 月の計量日から 3 月の計量日の前日までの期間
毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間	翌年の 3 月の計量日から 4 月の計量日の前日までの期間
毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間）	翌年の 4 月の計量日から 5 月の計量日の前日までの期間

ニ 燃料費調整額

燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	18 銭 3 厘
-------------	----------

(3) 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された燃料費調整単価をお客さまにお知らせいたします。

2 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー特別措置法の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）により定めます。

なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をお客さまにお知らせいたします。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の4月の計量日から翌年の4月の計量日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。

なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定

により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときは、お客さまからの申出の直後の4月の計量日から翌年の4月の計量日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、その月の末日といたします。）の前日までの期間に当該事業所において使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものいたします。

なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。